

**女性活躍推進法に基づく  
特定事業主行動計画**

**令和8年3月**

**更 別 村**

## 更別村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年3月1日

更別村長

更別村議会議長

更別村教育委員会

更別村農業委員会

更別村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、更別村長、更別村議会議長、更別村教育委員会、更別村農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、村議会事務局、村教育委員会、村農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行っ

た。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、村教育委員会、村農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### ○ 数値目標等

目標 1. 令和 8 年度～令和 11 年度の一般行政職における採用者の女性割合を、平成 28 年度～令和 2 年度の実績（50%）と同等とする。

目標 2. 令和 8 年度～令和 11 年度の一般行政職における女性の採用試験受験者を、令和 3 年度～令和 7 年度の実績（28%）より 12 ポイント以上引き上げ、40%以上にする。

目標 3. 令和 8 年度～令和 11 年度の管理職クラス（課長・課長補佐等）にある職員に占める女性割合を、令和 3 年度～令和 7 年度の実績（7%）を維持する。

目標 4. 令和 8 年度～令和 11 年度の制度が利用可能な男性職員の育児休業及び育児参加休暇の取得割合を、令和 3 年度～令和 7 年度の実績（22%）より 8 ポイント以上引き上げ、30%以上にする。

目標 5. 令和 8 年度～令和 11 年度の制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を 90%以上を維持する。

目標 6. 令和 10 年度までに、時間外勤務の年間平均時間を、令和元年度の実績（112 時間）より 28%以上減少させ、80 時間にする。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、村議会事務局、村教育委員会、村農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握

し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

《目標 1 に対する取組内容》積極的に村のPRを行い、イメージアップを図るとともに、採用及び採用時に配慮する職務分野について、男女の偏りがないように配慮する。

《目標 2 に対する取組内容》積極的に村のPRを行い、イメージアップを図るとともに、採用試験の受験者の総数に占める女性の割合を拡大するため村ホームページや合同採用説明会への参加等を通して試験実施の周知を図る。

《目標 3 に対する取組内容》将来の管理職候補となるべき女性職員の育成を図るため、財務、企画、危機管理等マネジメント能力が必要とされる多様なポストへ積極的に配置するとともに、知識や能力等向上に資する研修などの情報提供等を行い、参加を支援する。

《目標 4 に対する取組内容》対象職員が育児休業及び育児参加休暇を取得できる職場環境の整備を図る。

《目標 5 に対する取組内容》制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働き掛けを行なうとともに、円滑な職場復帰に向けて支援する。

《目標 6 に対する取組内容》各職員の業務の平準化を図るとともに、業務に応じた人事の適正配置・職員採用や時間外勤務をしない日を設定するなど時間外勤務の減少を図る。